

令和6年度千葉県フードバンク活動支援事業補助金

Q & A

事業概要

Q1 どのような事業か。

A 近年の社会経済環境の変化により、生活に困窮する方は多様化し、その抱える課題も複雑化・複合化する中、民間の発意による支援活動であるフードバンク¹では、公的支援につながらない生活困窮者等にアウトリーチする機能や潜在的な支援ニーズを顕在化する機能が期待される等、その役割は一層重要となっています。

このため、県内のフードバンク活動が一層推進され、食料支援を必要とする生活困窮者へ円滑に物資が行き届くよう、フードバンクのネットワーク構築に対し補助します。

本事業は、県全域の中核となるフードバンク団体に対する補助である「中核的フードバンク活動支援事業」と、各圏域の拠点となるフードバンク団体に対する補助である「地域拠点フードバンク活動支援事業」の2つのメニューにより構成されています。

事業実施者

Q2-1 本補助金に応募できるのはどのような団体か。

A 【共通要件】に加え、応募するメニューの【個別要件】を満たす団体が対象です。

【共通要件】

- ① 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- ② 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- ③ 本事業の成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- ④ 千葉県内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- ⑤ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

¹ フードバンク

「主として食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、生活困窮者、子ども食堂、福祉施設等に未利用食品を無償で提供するための活動を行う団体」をいいます。団体の名称（フードバンク、子ども宅食、フードパントリー等）は問いません。

【個別要件（メニュー別の要件）】 応募するメニューによって要件が異なります。

1 中核的フードバンク活動支援事業

以下に掲げる(1)から(4)までの全ての要件を満たし、かつ、(5)又は(6)の要件を満たす「フードバンク」又は「フードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会」

(1) 活動範囲【必須】

千葉県内の複数の圏域において、生活困窮者、こども食堂、こども宅食、福祉施設等に食品を提供していること。

(2) 活動実績【必須】

事業実施の前年度における、食品取扱量が30トン以上であること。

(3) 食品取扱【必須】

令和5年4月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。

(4) 提供拡大計画【必須】

生活困窮者等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。

(5) 食品廃棄物等多量発生事業者²からの受入れ計画【(5)と(6)のいずれか】

食品廃棄物等多量発生事業者から未利用食品の寄附を直接受けて、生活困窮者等に食品を提供する計画を有すること。

(6) 複数市町村の生活困窮者等への食品提供計画【(5)と(6)のいずれか】

複数の市町村の生活困窮者等に食品を提供する計画を有すること。

2 地域拠点フードバンク活動支援事業

以下に掲げる(1)及び(2)の要件を満たす「フードバンク」又は「フードバンクが構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会」

(1) 活動範囲

補助事業者の活動拠点が所在する圏域内の複数市町村において、生活困窮者、こども食堂、こども宅食、福祉施設等に食品を提供していること。

なお、単一の市により構成される圏域については、その市において食品提供を行っていれば可とする。

(2) 活動実績

事業実施の前年度における、食品取扱量が1トン以上であること。

Q2-2 まだフードバンク活動を行っておらず今後活動を予定している場合も、補助対象となるか。

A いずれの補助メニューに応募する場合も、前年度に一定以上の食品取扱実績を要件としていますので、まだフードバンク活動を行っていない団体は補助対象となりません。

² 食品廃棄物等多量発生事業者

食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者をいいます。

補助対象期間

Q3 補助対象となる期間はいつか。

- A ・ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支出が完了した経費が対象です。
- ・ 上記期間中に契約・納品・利用等がされていても、支出が完了していない場合、補助対象となりません。
- ・ 交付決定前に契約・支払等した経費についても、上記対象期間内かつ補助対象事業及び補助対象経費に合致していれば補助対象となります。(対象外経費であった場合は、すでに支払等した経費であっても補助できませんので、御注意ください。)

補助対象事業 (①中核的フードバンク活動支援事業)

Q4-1 「(1)未利用食品の寄附の受入れ」について、寄附者の企業・個人の別や規模の大小は、補助対象の是非と関係あるか。

- A 関係ありません。小規模な企業や個人からの受入れであっても補助対象となります。

Q4-2 「(2)複数の市区町村の生活困窮者等への食品の提供」について、単一の市町村内のみで食品提供を行っている場合は、補助対象とならないか。

- A 補助対象となりません。

Q4-3 「(3) (1)又は(2)に向けた関係者との情報交換会の開催等」は、どのようなものを想定しているか。

- A ・ 県内のフードバンク活動の円滑化に資する情報交換会として、以下の例を想定しています。(下記以外については、個別に御相談ください。)

例1：フードバンク、こども食堂、福祉施設、食品寄贈者、行政、社会福祉協議会等
(以下「フードバンク等」という)が参加し、フードバンク活動上の情報交換
(課題共有、活動の企画、食品受け渡しの打合せ等)を行う会議。

例2：フードバンク等に対して行う、フードバンク活動の推進に関する内容の講演会・
研修会・勉強会(専門の外部講師に依頼して行うものを含む)

- ・ いずれの場合においても、開催場所(県内・県外)、開催形式(実地・WEB)は問いませんが、千葉県内のフードバンク団体の参加が必須となります。
(フードバンク団体以外の参加は任意です。)

Q4-4 「(4) 千葉内の他のフードバンクの立上げ又は運営に係る助言等」は、どのようなものを想定しているか。

- A ・ これから千葉県内でフードバンクを始めようとする団体又は既に千葉県内でフードバンク活動を実施している団体に対する助言、施設見学の手配、連携すべき機関の紹介など

Q4-5 「(5) 地域拠点フードバンクが行う、生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組の実施に係る助言又は物資の提供・貸出等」は、どのようなものを想定しているか。

A ・ 本補助金におけるもう一つの補助メニュー「地域拠点フードバンク活動支援事業」を受ける団体(地域拠点フードバンク)が補助対象事業「圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組(※)」を行う際に、中核的フードバンクから当該地域拠点フードバンクに対する助言又は物資の提供・貸出等を補助対象とするものです。

具体的には、以下の例を想定しています。

例1：連携すべき支援機関等の紹介、顔つなぎ

例2：食品配付会や炊き出し等のノウハウ伝授

例3：食品配付会や炊き出し等に使用する機材の提供・貸出

※地域拠点フードバンク活動支援事業「圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組」の内容

- ・ 圏域内の支援機関等(例：行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関)が生活困窮者等に提供するために備え置く食品の配付
- ・ 圏域内の支援機関等と共同で実施する食品配付会又は炊き出し

Q4-6 「(6) 食品等寄附団体の開拓」は、どのようなものを想定しているか。

A ・ 県全体のフードバンク活動の安定運営に資するよう、食品等の寄附団体や寄附量を増やすために行う、広報・周知・啓発活動や、企業等への営業活動を想定しています。

補助対象事業(②地域拠点フードバンク活動支援事業)

Q5-1 「(1) 中核的フードバンクから未利用食品を受けて行う、圏域内の生活困窮者等への食品の提供」は、どのようなものを想定しているか。

A ・ 本補助金におけるもう一つの補助メニュー「中核的フードバンク活動支援事業」を受ける団体(中核的フードバンク)が保有する食品在庫の受入れ、または、中核的フードバンクが取りまとめ調整を担った企業等からの未利用食品の受入れを想定しています。

Q5-2 「(2) 圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐための取組」は、どのようなものを想定しているか。

A 本補助対象事業では、地域拠点フードバンクがその所在する圏域内で行う以下の取組を想定しています。

- ・ 支援機関等(例：行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関)が、その支援対象者へ提供するために備え置く食品を提供すること。

(当該支援機関と地域拠点フードバンクとの連携を増やし、その圏域における食料支援を通じた生活困窮者支援がより推進されることを期待しています。)

- ・ 幅広い住民を対象とした炊き出しや食品配付会を実施し、必要に応じて、来場者に支援機関等を案内すること。

(潜在化している生活困窮者等を支援につなぐことを期待しています。)

補助対象経費（①活動経費）

Q6-1 活動経費として、どのようなものが対象なのか。

A 活動経費として、以下の経費が対象となります。

- －人件費、賃金
- －謝金、旅費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、消耗品費
- －食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険(食中毒事故に対する補償を含むものに限る。)に係る保険料
- －役務費、委託費

Q6-2 人件費は、具体的にいくら補助されるのか。また、どのような業務が人件費の対象となるのか。

A 事業に従事する者の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費が対象であり、「千葉県フードバンク活動支援事業補助金に係る人件費の算定について」に基づき、原則として、「時間単価×直接作業時間数」の計算式により計算した額を補助します。

Q6-3 謝金は、どのようなものが対象なのか。具体的にはいくら補助されるのか。

- A
- ・ 事業に必要となる会議への出席や、講演等をした外部専門家等に支払う経費が対象です。
 - ・ 謝金の額は、原則として、内規(謝金規定等。事業実施者が協議会の場合は、当該協議会の内規。)によるものとします。
 - ・ ただし、既存の内規がなく、新たに内規を定めることが困難である場合は、下表を目安として、この範囲内によることができるものとします。

【謝金の目安(既存の内規がなく、新たに内規を定めることが困難である場合)】

標準単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,300	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	9,700	大学副学長級			
③	8,700	大学学部長級		工場長級	部長級
④	7,900	大学教授級1			
⑤	7,000	大学教授級2	12年以上	部長級	—
⑥	6,100	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	5,100	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	4,600	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	3,600	大学助手級以下1		係員1	課員1
⑩	2,600	大学助手級以下2		係員2	課員2
⑪	1,600	大学助手級以下3		係員3	課員3

Q6-4 旅費は、どのようなものが対象なのか。具体的にはいくら補助されるのか。

- A ・ 事業に必要となる出張をした者(事業実施者の職員、会議出席や講演等をした外部専門家等)に支払う経費(交通費、宿泊費、日当)が対象です。
- ・ 食品の輸配送のための出張旅費は、旅費としては補助対象外です。なお、食品の輸配送のための賃借料(レンタカー代)については、「食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料」として、燃料代については、「食品の輸配送費」として補助対象となります。
 - ・ 旅費の額は、原則として、内規(旅費規程等。事業実施者が協議会の場合は、当該協議会の内規。)によるものとします。
 - ・ ただし、既存の内規が無く、新たに内規を定めることが困難である場合は、以下によることができます。

【旅費の算定方法(既存の内規がなく、新たに内規を定めることが困難である場合)】

- ・ 旅費の額は実費とする。ただし、①の経費は計上しないこととし、②の上限額以下であることとする。

① 計上できない経費

- － 日当
- － 片道 50 キロメートル未満の出張における宿泊料(宿泊しない場合の交通費よりも安価となる場合は計上可。)
- － 50 キロメートル未満の区間の特急料金
- － グリーン車料金、ビジネスクラス料金など、特別に付加された料金
- － タクシー料金(やむを得ない理由がある場合は計上可。)

② 上限額

- － 宿泊料(甲地方※1): 10,900 円/泊
- － 宿泊料(乙地方※2): 9,800 円/泊

※1 東京都特別区、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

※2 ※1以外の地域

Q6-5 消耗品費は、どのようなものが対象なのか。具体的にはいくら補助されるのか。

- A ・ 食品の輸配送において使用する資材のほか、事業を行うために必要な事務用品等の購入費が対象です。ただし、取得価格が3万円未満又は使用可能期間が1年未満のものに限ります。
- ・ 具体的に対象となり得るものは、梱包資材(段ボール、折り畳みコンテナ、保冷バッグ、保冷剤、ビニール袋、テープ、筆記用具等)、食品に貼付するラベル、ラベル印刷のためのインク、ハンディラベラー、露天での梱包作業のための雨除け・陽射し除けの天幕、情報交換会の開催等のための事務用品(コピー用紙等)など(取得価格が3万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの)です。

- ・ なお、上記のものを含め、事業実施期間中のみで使用されることが確認できない場合は、補助対象外です（事業実施期間を超えて使用できるパソコン、棚なども補助対象外です。）。
- ・ また、購入する消耗品は、事業に使用するためのものであり、事業期間末において予算消化等のために購入することは認められません。

Q6-6 他者に依頼して輸配送する場合も、梱包作業は自ら行うが、この場合の消耗品費は補助対象とならないのか。

A 他者に運搬を依頼する場合であっても、梱包作業を自ら行う場合の消耗品費は、「消耗品費」として補助対象となります。

Q6-7 保険料は、どのようなものが対象なのか。

- A
- ・ 食品の受入れ・提供の拡大に伴って発生するおそれがある、食中毒事故に対する補償を含む保険に係る保険料が、補助対象となります。
 - ・ 具体的には、受入れ・提供した食品を起因とする食中毒事故が起こった場合に、被害を受けた者に対する損害賠償責任を、事業実施者が負った場合の補償等を含む保険に係る保険料が、補助対象となります。

Q6-8 食中毒事故に対する補償だけでなく、それ以外の補償も含まれる保険の場合も、補助対象となるか。

- A
- ・ 食中毒事故に対する補償以外の補償を除外できない保険商品である場合は、その保険料全体を補助対象とします。
 - ・ なお、除外可能な補償が含まれる保険を契約することは可能ですが、除外可能な補償に相当する保険料部分は、補助対象外です。

補助対象経費（②食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料）

Q7-1 賃借料は、具体的にはいくら補助されるのか。

- A
- ・ 賃借料については、事業実施者において負担する賃借に要した経費を補助します。
 - ・ 駐車場や非食品等、食品の輸配送に関連しない倉庫スペースは補助対象外です。

Q7-2 事業実施者が所有する運搬用車両をリース契約（甲乙ともに事業実施者）した場合も、補助対象となるか。

- A
- ・ 貸主と借主がともに事業実施者の場合は、補助対象外です。

Q7-3 運搬用車両を借りる際の保険料は、補助対象となるか。

- A ・ 運搬用車両を賃借する際の保険・補償のうち、自動車損害賠償責任保険（強制保険）など、あらかじめ運搬用車両の賃借料に含まれるものは、補助対象となります。
- ・ オプションとして示される保険・補償は、補助対象外です。

Q7-4 借りた運搬用車両により食品を輸配送する際のガソリン代や高速道路代は、補助対象となるか。

- A ・ 燃料代（ガソリン代）は、賃借料としては補助対象外ですが、「食品の輸配送費」として補助対象となります。
- ・ 高速道路代は補助対象外です。

Q7-5 運搬用車両として、フォークリフトの賃借料は、補助対象となるか。

- A ・ 内容に応じて判断させていただきます。フォークリフトの使用は、小規模の倉庫で、食品の取扱量が少ない場合は、必ずしも必要ではないと考えています。このため、倉庫の面積や食品の取扱量等を確認の上、対象として問題ないかを確認させていただきます。

Q7-6 倉庫業者に依頼して食品の一時保管をする場合の保管料は、補助対象となるか。

- A ・ 食品の一時保管に当たっては、賃借料を支払って倉庫を借りる場合と、倉庫保管料を支払って倉庫業者に一時保管を依頼する場合が考えられます。
- ・ 上記のいずれの場合も、その賃借料や倉庫保管料は、「一時保管用倉庫の賃借料」として、補助対象になります。

Q7-7 事業実施者の事務所の賃借料は、補助対象となるか。

- A ・ 事業実施者の事務所の賃借料は補助対象外です。
- ・ しかし、食品の一時保管用倉庫としての使用を主とする場合には、当該倉庫の一部を事務作業に使用することは可能です。
 - ・ なお、食品の一時保管用倉庫としての使用が主であるかの確認のため、必要に応じて写真等の提供を求めることがあります。

Q7-8 近隣に賃借が可能な倉庫がないため、倉庫以外の用途でも使用が可能な物件（事務所等）について、倉庫利用を目的に賃借する場合も、補助対象となるか。

- A ・ 賃借料の金額や地理的な条件を踏まえて合理的な場合は、ご質問のような物件も補助対象になり得ます。

- ・ なお、食品の一時保管用倉庫としての使用がされているかの確認のため、必要に応じて写真の提供等を求めることがあります。

Q7-9 倉庫の賃借に当たって必要な敷金・礼金は、補助対象となるか。

- A ・ 一般的に、敷金は、原状回復のための保証金として、礼金は、賃貸人に対する謝礼などとして、賃借料とは別に支払われるものであるため、補助対象外です。

Q7-10 冷凍・冷蔵庫等の電気料金は、補助対象となるか。

- A ・ 光熱水費(冷凍・冷蔵庫等の設備の維持・利用のために発生する電気料金を含む。)については、賃借料金と一体不可分となっている場合を除いて補助対象外です。

Q7-11 借りたラベルプリンタで使用する、インク等の消耗品費は、補助対象となるか。

- A ・ 賃借したラベルプリンタ等で使用するインク、ラベル等の消耗品費は、賃借料としては補助対象外ですが、「活動経費」として補助対象になります。

補助対象経費 (③輸配送費)

Q8-1 輸配送費は、どのようなものが補助対象なのか。

- ・ 本事業において対象となる輸配送費は、事業実施者がまだ食べることができる食品(未利用食品)を、直接受け取る場合又は直接運ぶ場合であって、事業実施者において負担するものを補助対象としており、配送の流れは以下のいずれかを主に想定しています。

例①：食品関連事業者等 ➡ 事業実施者

例②：事業実施者 ➡ 福祉施設、支援団体、生活困窮者など(個人宅を含む。)

例③：事業実施者 ➡ 他のフードバンク

- ・ 事業実施者が食品関連事業者等と直接調整するのではなく、とりまとめ調整者(食品関連事業者等の未利用食品の情報を取りまとめ、代表してフードバンクと調整する者)が、食品関連事業者等及び事業実施者と調整して輸配送を手配する場合についても、食品関連事業者等から事業実施者に直接輸配送する場合であって、事業実施者が負担する経費は補助対象になります。

Q8-2 事業実施者のフードバンクから、福祉施設等ではなく、他のフードバンクへ輸配送する際も補助対象となるか。

- A ・ 補助対象となります。

Q8-3 行政機関や社会福祉協議会などの相談窓口から要請された困窮世帯への支援食品を相談窓口へ輸配送する場合も、輸配送費の補助対象となるか。

- A ・ 補助対象となります。
- ・ なお、相談窓口等から困窮世帯へきちんと分配されることを、相談窓口等に対し確認をとるようお願いします。

Q8-4 輸配送費は、具体的にはいくら補助されるのか。

- A ・ 輸配送費については、事業実施者が負担する以下の経費について、補助します。
- ① 他者に依頼して輸配送する場合の経費（当該輸配送費の金額）
 - ② 事業実施者自ら輸配送する場合の経費
 - ・ 燃料代（輸配送の距離1km当たり16円以内）

Q8-5 自ら輸配送する場合の人件費は、補助対象となるか。

- A ・ 事業実施者自ら行う輸配送に係る人件費は、輸配送費としては補助対象外ですが、「活動経費」として補助対象になります。

Q8-6 輸配送費の補助を受ける場合、未利用食品の受入れ・提供はいつまでに終わらせればよいか。

- A ・ 事業実施期間内に受け入れた食品について、必ずしも事業実施期間内にすべて引き渡す必要はありませんが、事業実施期間内の輸配送費が補助対象となります（事業実施期間外の輸配送に係る経費は、補助対象外です。）。

Q8-7 運搬は自ら行うが、仕分け、梱包作業を、障害者就労支援事業所などの他者に依頼した場合の経費は補助対象となるのか。

- A ・ 仕分け、梱包作業も輸配送の一部と考えられるため、運搬を自ら行う場合であっても、仕分け、梱包作業を他者に依頼して支払った経費は、「他者に依頼して輸配送する場合の経費」として補助対象となります。

補助対象経費（その他の事項）

Q9-1 消費税は補助対象となるのか。

- A ・ 消費税法において「免税事業者」と扱うことのできる事業実施者については、消費税相当額を含めた補助対象経費を補助することが可能です。
- ・ 免税事業者でない場合は、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請を行った上で、実施規程に基づき、仕入控除税額が明らかになった際に、消費税相当額を減額した額等を報告するとともに、その金額を消費税仕入れ控除税額報告書により速やかに事務局に報告し、返還してください。

Q9-2 振込手数料は補助対象となるのか。

A ・ 補助対象外です。